

第89号議案

府中市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

職員定数の配分及び定数算定時における育児休業者の取扱いを見直すほか、所要の改正を行うものであります。

府中市職員定数条例の一部を改正する条例

府中市職員定数条例（昭和48年3月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次表のとおりとする。ただし、併任者、休職者及び育児休業者は、定数外とする。

区 分	定 数
市長の補助職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員を含む。）	1,327人（うち30人を企業職員とする。）
教育委員会の事務局の職員	237人
議会の事務局の職員	15人
選挙管理委員会の事務局の職員	8人
農業委員会の事務局の職員	10人
監査委員の事務局の職員	5人
合 計	1,602人

2 休職者の復職又は育児休業者の職務への復帰により、前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（府中市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「府中市職員定数条例（昭和48年3月府中市条例第16号）第2条各号に掲げるもの」を「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。

府中市職員定数条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧																																
(職員)の定数)	(職員)の定数)																																
第2条 職員の定数は、次表のとおりとする。ただし、併任者、退職者及び育児休業者は、定数外とする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、兼任者、併任者及び退職者は定数外とする。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の補助職員(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員を含む。)</td> <td style="text-align: center;">1,327人(うち30人を企業職員とする。)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">237人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">1,602人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定 数	市長の補助職員(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員を含む。)	1,327人(うち30人を企業職員とする。)	教育委員会の事務局の職員	237人	議会の事務局の職員	15人	選挙管理委員会の事務局の職員	8人	農業委員会の事務局の職員	10人	監査委員の事務局の職員	5人	合 計	1,602人	<table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>(1) 市長の補助職員</td> <td style="text-align: right;">1,227人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち23人を社会福祉主事とし、30人を企業職員とする。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 教育委員会の職員</td> <td style="text-align: right;">337人</td> </tr> <tr> <td>(3) 議会の職員</td> <td style="text-align: right;">15人</td> </tr> <tr> <td>(4) 選挙管理委員会の職員</td> <td style="text-align: right;">8人</td> </tr> <tr> <td>(5) 農業委員会の職員(農地主事を含む。)</td> <td style="text-align: right;">10人</td> </tr> <tr> <td>(6) 監査委員の職員</td> <td style="text-align: right;">5人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,602人</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 市長の補助職員	1,227人	(うち23人を社会福祉主事とし、30人を企業職員とする。)		(2) 教育委員会の職員	337人	(3) 議会の職員	15人	(4) 選挙管理委員会の職員	8人	(5) 農業委員会の職員(農地主事を含む。)	10人	(6) 監査委員の職員	5人	合 計	1,602人
区 分	定 数																																
市長の補助職員(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員を含む。)	1,327人(うち30人を企業職員とする。)																																
教育委員会の事務局の職員	237人																																
議会の事務局の職員	15人																																
選挙管理委員会の事務局の職員	8人																																
農業委員会の事務局の職員	10人																																
監査委員の事務局の職員	5人																																
合 計	1,602人																																
(1) 市長の補助職員	1,227人																																
(うち23人を社会福祉主事とし、30人を企業職員とする。)																																	
(2) 教育委員会の職員	337人																																
(3) 議会の職員	15人																																
(4) 選挙管理委員会の職員	8人																																
(5) 農業委員会の職員(農地主事を含む。)	10人																																
(6) 監査委員の職員	5人																																
合 計	1,602人																																
2 退職者の復職又は育児休業者の職務への復帰により、前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。	2 退職者の復職により、前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。																																
付 則																																	
(施行期日)																																	
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (府中市職員の給与に関する条例の一部改正)																																	

新

旧

2 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「府中市職員定数条例（昭和48年3月府中市条例第16号）第2条各号に掲げるもの」を「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。